

要件設定型一般競争入札に係る宇佐市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱

平成20年7月7日

告示第119号

改正 平成21年6月2日告示第133号 平成24年3月30日告示第91号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第104号）第8条に基づき、宇佐市に本店を有する建設業者（以下「市内業者」という。）の発注機会の確保を図るため、契約担当者が必要と認める工事に係る共同企業体の要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の要件)

第2条 宇佐市が発注する工事（以下「市工事」という。）を共同請負する目的で共同企業体を結成するときは、当該共同企業体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、市工事に係る競争入札参加者の資格を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成は、原則として2社とする。ただし、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる大規模工事において、契約担当者が特に必要と認める場合は3社とすることができる。
- (3) 構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、級別格付が同一の者の間ではより大きな施工能力を有する者、級別格付が異なる者の間では上位の等級の者であること。
- (4) 共同企業体の型態は、共同施工方式（甲型）とし、原則として各構成員が対等の立場で、一体となって施工するものであること。この場合において、1の構成員の出資比率は均等割に10分の6を乗じたもの以上のものであり、かつ、代表者の出資比率は、構成員中最大のものであること。
- (5) 構成員は、同一工事において、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

2 前項に規定するもののほか、市工事に関する共同企業体の構成員の技術的要件等は、契約担当者が定める。

(競争入札参加資格委員会等の意見聴取)

第3条 契約担当者は、前条第2項に規定する技術的要件等を定めるときは、あらかじめ、宇佐市建設工事等指名委員会の意見を聴くものとする。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(公告)

第5条 契約担当者は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる工事である旨
- (2) 工事名

- (3) 工事場所
- (4) 工事の概要
- (5) 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の受付期間及び受付場所
- (6) 共同企業体の構成員の数、組合せ、結成方法、出資比率、存続期間、代表者の要件及び構成員の要件
- (7) 競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明に関する事項
- (8) その他必要と認める事項  
（競争入札参加資格の確認の申請）

第6条 競争入札参加資格の確認を受けようとする共同企業体は、申請書に建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（競争入札参加資格の確認）

第7条 契約担当者は、前条の規定により申請書が提出されたときは、審査を行い、その結果を申請書を提出した代表者に書面により通知するものとする。

（競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明）

第8条 前条の規定により競争入札参加資格がない旨の通知を受けた代表者は、第5条の規定による公告（以下「公告」という。）に示された期限内に、競争入札参加資格がないと認められた理由について、契約担当者に説明を求めることができる。

2 前項の規定により理由の説明を求めようとする者は、その旨を記載した書面を、持参により提出しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の規定により理由の説明を求められたときは、原則として、公告に示された期限の翌日から起算して8日以内に、理由の説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

（共同企業体の存続期間）

第9条 市工事に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の完了後3月以上存続するものとする。

2 前項に規定する共同企業体の存続期間の満了後、当該工事につき共同企業体が担保責任を負うべきかしがあるときは、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散したものとみなす。

（要綱に定めのない事項）

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年6月2日告示第133号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第91号抄）

（施行期日等）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行し、この告示による改正後の規定は、平成24年度以後の競争入札参加資格について適用する。